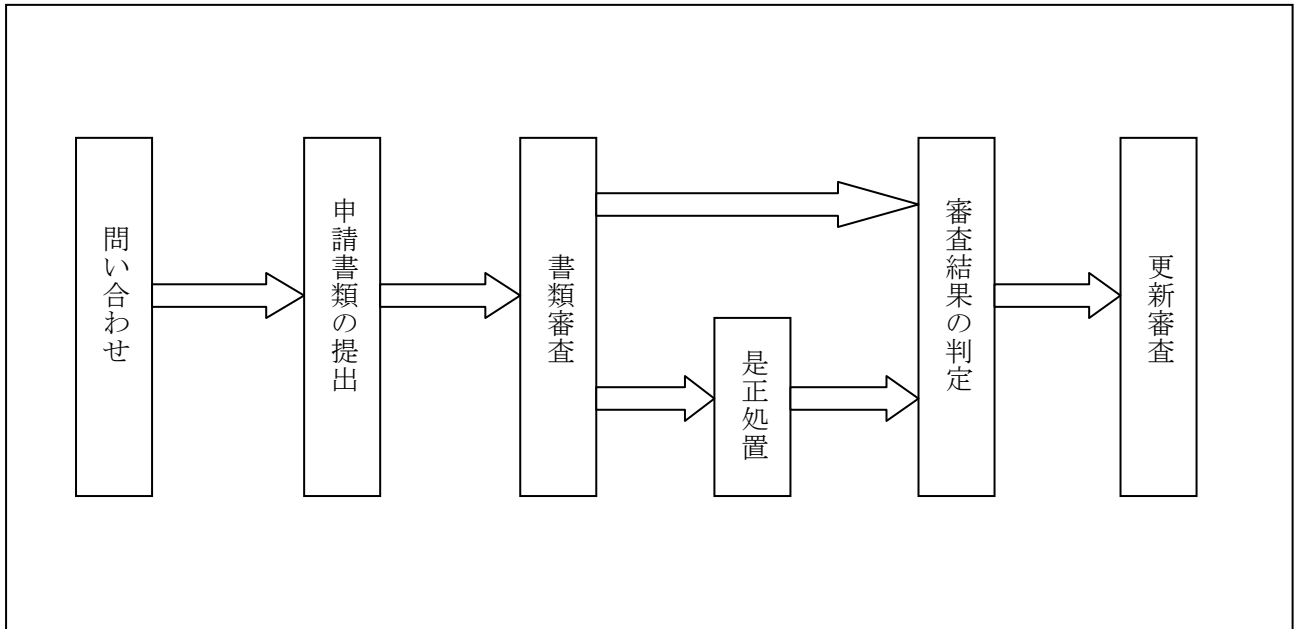


# 乗用車のエコドライブ講習認定取得の手引き

平成 24 年 4 月

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

## エコドライブ講習認定取得のフロー



### 1. 申請書類と審査

#### 1. 1 申請書

認定審査を希望する団体は、申請書（別紙1参照）に必要資料を添付して提出して下さい。

#### 1. 2 申請時の添付資料

申請時に必要な資料は下記の通りです。

- ・講習で使用するテキスト
- ・実車走行で使用する燃費解析ソフト
- ・実車走行コース図
- ・インストラクター及び指導員リスト  
(インストラクター講習受講修了書、指導員養成記録を含む)
- ・主な使用車両の車検証の写し
- ・講習実施例
- ・講習実施状況写真とビデオ (DVD)

#### 1. 3 審査

エコモ財団は、提出された認定申請書を、「エコドライブ講習認定基準」に照らして審査し、適合する場合はエコドライブ講習認定書を発行し、エコドライブ講習受講修了証を発行する対象とします。

## 2. 認定登録

### 2. 1 認定書の発行

審査に適合した団体には「認定書」を発行し、エコモ財団ホームページの「乗用車のエコドライブ講習認定団体一覧」に掲載します。

### 2. 2 認定の有効期間

認定の有効期間は2年間とし、2年ごとに更新審査が行われます。

### 2. 3 変更届

認定団体は、インストラクターの異動等の重要な変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

インストラクターが不在となった場合は、再びインストラクターが登録されるまでエコドライブ講習を実施できないこととしますが、この間の認定団体登録は有効とします。

### 2. 4 更新審査

認定継続を希望する場合は、認定継続申請書（別紙2参照）に下記の必要書類を添付し、認定後2年満了日の1ヶ月前までに郵送にて提出してください。以後も同様とします。

- ・講習テキスト
- ・インストラクター及び指導員リスト
- ・講習カリキュラム

### 2. 5 講習内容の確認・立会

認定団体は、エコモ財団からの要請があった場合、講習内容を確認できる資料の提出、あるいは立会の機会等を提供し協力することとします。

## 3. 認定の一時停止及び取り消し

### 3. 1 認定の一時停止

エコモ財団は、次のいずれかに該当する理由がある場合は、認定団体に対し一定期間、認定の効力を停止します。

- 1) 認定団体の申請書類に虚偽の記載があった場合。
- 2) エコモ財団より是正処置の要求があり、その対策のとられる期間。

### 3. 2 認定の取り消し

エコモ財団は、次のいずれかに該当する理由がある場合は、認定団体の認定を取り消すことができます。

- 1) 前項2) の是正処置が3ヶ月以上取られなかった場合。
- 2) 前項2) の是正処置が取られたにもかかわらず同じ行為がなされた場合。
- 3) エコモ財団からの立会等の要請に対し正当な理由なしに拒否した場合。
- 4) 認定団体から「認定取り止め」の申し出が合った場合。
- 5) 破産、民事再生、会社更生手続、特別精算等の申し立てがなされた場合。

### 3. 3 認定の一時停止及び取り消しの処置

エコモ財団は、3. 1 認定の一時停止、3. 2 認定の取り消しをした場合、認定書を回収し、「乗用車のエコドライブ講習認定団体一覧」から削除します。

#### 4. 受講修了証の発行

##### 4. 1 発行要請

認定団体は、エコドライブ講習会の日時、場所、受講者氏名等を記載した受講修了証発行要請書をエコモ財団に提出して下さい。

受講者に変更が生じた場合は、講習会終了後速やかに報告をして下さい。

##### 4. 2 提出資料の保管

エコモ財団は、認定団体から提出された受講修了証発行要請書を、本件業務を遂行する目的以外には一切使用しないものとし、その保管・管理に当たっては、個人情報保護法及びガイドライン等を遵守し、第三者に漏洩しないこととします。

#### 5. 苦情及び異議申し立て

##### 5. 1 苦情

認定団体は、認定、認定の一時停止、あるいは認定の取り消し等に関して苦情がある場合、エコモ財団に申し立てができます。エコモ財団は、苦情の内容を調査し、その措置を苦情申し立て者に対し書面で通知します。

##### 5. 2 異議申し立て

認定団体は、苦情の回答を不服とする場合、回答書の通知から30日以内に、エコモ財団に対し、書面で異議申し立てをすることができます。エコモ財団は、異議申し立ての内容を調査し、その措置を書面で通知します。この通知をもって最終の措置とします。